

公益財団法人奈良県体育協会トップアスリート育成支援事業補助金交付要綱

第1 趣 旨

公益財団法人奈良県体育協会会長（以下「体育協会会長」という。）は、本県選手の競技力向上を図るため、体育団体等が行うトップアスリート育成にかかる経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

第2 定 義

この要綱における「体育団体等」とは、公益財団法人奈良県体育協会（以下「体育協会」という。）に加盟する競技団体及び学校体育団体をいう。

2 この要綱における「トップアスリート育成支援事業」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 選手育成強化事業
- (2) 指導者育成強化事業
- (3) ジュニア育成強化事業（U-15 育成・強化事業）
- (4) 練習環境整備事業

第3 補助対象経費及び補助額

補助対象経費は、体育団体等がトップアスリート育成支援事業を行うために要する経費とし、補助金の額は、予算の範囲内において体育協会会長が定める。

第4 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする体育団体等は、交付申請書（第1号様式）に、別に定める実施要項に規定する関係書類を添付し、体育協会に補助金の申請をしなければならない。

第5 補助金の交付決定

体育協会会長は、第4に定める交付申請書を受理した場合において、適当と認めるときは、交付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

なお、体育協会会長において、補助金の交付の目的を達成するため条件を付けることが必要と認める場合には、これを付すことができるものとする。

第6 補助金の交付

補助金の交付は、第5により補助金の交付を受けた体育団体等（以下「補助金交付団体等」という。）からの交付請求書（第3号様式）により行うものとする。

第7 計画変更の承認

補助金交付団体等は、事業計画を変更しようとする場合は、計画変更承認申請書（第4号様式）を提出し、体育協会会長の承認を受けなければならない。

第8 補助金の変更

体育協会会長は、第7の規定により事業計画の変更を承認したときは、必要に応じて補助金額の変更の交付決定を行う。

第9 指示及び検査

体育協会会長は、補助金交付団体等に対して必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

第10 事業実績の報告

補助金交付団体等は、事業終了後すみやかに実績報告書（第5号様式）に別に定める実施要項に規定する関係書類を添付し、報告しなければならない。

第11 補助金の確定

体育協会会長は、第10に定める実績報告書を受理した場合において、額の確定を行い、補助金確定通知書（第6号様式）により、補助金交付団体等に通知するものとする。

第12 補助金の返還

体育協会会長は、補助金交付団体等が次のいずれかに該当するときは、すでに交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第5に規定する体育協会会長が付した条件に違反したとき
- (2) 第7の規定に違反したとき
- (3) 第9に規定する指示に従わなかったとき又は検査を拒否したとき
- (4) その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

第13 その他

補助金の交付にかかる手続き等については、実施要項を別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

第1号様式

平成 年 月 日

公益財団法人奈良県体育協会会長殿

団体名
代表者名 ㊦

平成 年度トップアスリート育成支援事業補助金交付申請書

トップアスリート育成支援事業補助金交付要綱第4の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1. 交付申請額 金 円

2. 補助事業名 ※該当事業に○印を付すこと

- (1) 選手育成強化事業
- (2) 指導者育成強化事業
- (3) ジュニア育成強化事業
- (4) 練習環境整備事業

3. 関係書類 ※別に定める実施要項に基づく関係書類を添付すること

奈 体 協 第 号
平成 年 月 日

殿

公益財団法人奈良県体育協会
会長 荒 井 正 吾

平成 年度トップアスリート育成支援事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった補助事業については、トップアスリート育成支援事業補助金交付要綱第5の規定にもとづき、下記のとおり交付を決定します。

記

1. 補助事業名 ※交付申請書による事業名を記載

- (1) 選手育成強化事業
- (2) 指導者育成強化事業
- (3) ジュニア育成強化事業
- (4) 練習環境整備事業

2. 交付決定額 円

3. 補助金の交付条件

- (1) 補助事業の内容または補助事業に要する経費の配分変更（軽微な変更を除く）を行う場合は、事前に承認を得ること。
- (2) 補助事業を中止、または廃止しようとする場合には、報告すること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、または遂行が困難になった場合には、速やかに報告すること。
- (4) トップアスリート育成支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

第3号様式

平成 年度トップアスリート育成支援事業補助金交付請求書

金 _____ 円也

交付決定額(a) _____ 円

既受領額(b) _____ 円

受入未済額(a-b) _____ 円

ただし、平成 年 月 日付け奈体協第 号で補助の決定を受けたトップアスリート育成支援事業のうち 事業 ※交付決定を受けた補助事業名を記載

- (1) 選手育成強化事業
- (2) 指導者育成強化事業
- (3) ジュニア育成強化事業
- (4) 練習環境整備事業

上記のとおり補助金の概算払いを受けたいので請求します。

平成 年 月 日

公益財団法人奈良県体育協会会長殿

団体名
代表者名

㊞

振込口座

金融機関名	支店・出張所		
口座種別	普通預金・当座預金	口座番号	
口座名			

第4号様式

平成 年 月 日

公益財団法人奈良県体育協会会長殿

団体名
代表者名

㊟

平成 年度トップアスリート育成支援事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け体協第 号で交付決定を受けた下記補助事業について、計画を変更したいので、トップアスリート育成支援事業補助金交付要綱第7の規定により申請します。

記

1. 補助事業名 ※該当事業に○印を付すこと

- (1) 選手育成強化事業
- (2) 指導者育成強化事業
- (3) ジュニア育成強化事業
- (4) 練習環境整備事業

2. 今回交付申請額 円
既交付決定額 円
変更増減額 円

3. 変更理由

4. 関係書類 ※別に定める実施要項に基づく関係書類を添付すること

第5号様式

平成 年 月 日

公益財団法人奈良県体育協会会長殿

団体名

代表者名

㊟

平成 年度トップアスリート育成支援事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付け体協第 号で交付決定を受けた下記補助事業を完了したので、トップアスリート育成支援事業補助金交付要綱第10の規定により報告します。

記

1. 補助事業名 ※該当事業に○印を付すこと

- (1) 選手育成強化事業
- (2) 指導者育成強化事業
- (3) ジュニア育成強化事業
- (4) 練習環境整備事業

2. 補助金の精算

交付決定額	円
精算額	円

3. 補助事業の実施期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4. 関係書類 ※別に定める実施要項に基づく関係書類を添付すること

奈 体 協 第 号
平成 年 月 日

殿

公益財団法人奈良県体育協会
会長 荒井正吾

平成 年度トップアスリート育成支援事業補助金確定通知書

平成 年 月 日付けで報告のあった下記補助事業について、トップアスリート育成支援事業補助金交付要綱第11の規定により補助金交付額を確定したので通知します。

記

1. 補助事業名 ※交付申請書による事業名を記載

- (1) 選手育成強化事業
- (2) 指導者育成強化事業
- (3) ジュニア育成強化事業
- (4) 練習環境整備事業

2. 補助金の確定額

交付確定額(a)	円
既交付決定額(b)	円
差 額(a-b)	円

